

虐待防止のための指針

井原医師会

訪問看護ステーション

居宅介護支援事業所

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は、介護保険法の目的の一つである利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いものである。井原医師会訪問看護ステーションならびに井原医師会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）では、高齢者虐待防止法に規定されている虐待を未然に防ぐ対策を共有しながら、虐待が発生した場合の早期発見や適切な対応、再発防止ができるよう努めることとする。

2. 虐待防止に向けた体制

（1）虐待防止委員会の設置

①設置目的

虐待防止についての対策等を検討することとする。

②委員会の構成員

担当責任者は事業所の管理者とし、構成員は井原医師会運営会議構成員とする。

③委員会の開催

1年に1回以上開催するとともに、次の事項について検討し、職員に周知徹底を図る。虐待防止委員会は、他の会議と一体的に開催する場合がある。

- ・虐待防止のための指針やマニュアルの整備に関すること
- ・虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待について、職員が報告・相談できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待を把握した場合の迅速かつ適切な通報に関すること
- ・虐待の発生原因等の分析から得られる確実な再発防止策に関すること
- ・再発防止策を講じた際の効果についての評価に関すること

（2）虐待防止に関する職員研修

- ・研修で虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発し、指針に基づいた虐待防止の徹底を図る。
- ・年1回以上の定期的な研修を実施または外部研修等に参加する。
- ・新任者採用時には、虐待防止のための研修を実施する。
- ・研修内容についての記録を行う。

（3）高齢者虐待の未然防止

事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービスの提供に当たる。高齢者虐待防止法では、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活を損なわれるような状態に置かされること」と定義している。職員は、高齢者虐待防止法に規定する養介護施設従事者等としての責務や適切な対応を正しく理解する。

3. 虐待が発生した場合の対応

(1) 早期発見

職員は、家庭内における虐待を、外部から把握しやすい立場にあることを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。

(2) 通報・相談・報告

虐待が疑われる利用者を発見した場合、担当者に報告する。

また、速やかに市町村の窓口に通報し、市町村が行う調査等にも協力する。

訪問看護師並びに介護支援専門員は居宅の養護者の支援者であるとともに、高齢者虐待防止法第二条第2項に規定する「要介護施設従事者等」でもあることから、高齢者虐待防止法二十二条第一項の通報にも該当する。よって上記第七条による通報義務の範囲以外にも広く通報義務を意識しなければならない。

(3) 事実確認・協議

報告を受けた担当者は、事実確認を行い、客観的な情報をもとに委員会で協議する。

(4) 即時対応

緊急性が高い場合は、公的機関と連携し、即時対応をする。

(5) 支援実施・モニタリング・報告

環境調整やサービス調整による支援の実施、モニタリング、報告を行う。

複数の関係者と連携をとりながら、利用者及び養護者の生活が支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応していく。

(6) 繼続支援

継続して対応が必要な場合は、関係者の合意による支援方針に基づいた対応を行う。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

養護者支援は、虐待の未然防止や虐待の解消へつながる対応である。虐待の問題を利用者や家族等のみの問題として捉えるのではなく、その家庭が抱えている問題も理解しながら支援を行う。利用者の権利擁護のために、成年後見制度について利用者や家族等に説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。対応の流れは、上述の「3. 虐待が発生した場合の対応（2）通報・相談・報告に関する事項」に依るものとする。

苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当指針は、利用者や家族等からの求めに応じて、いつでも閲覧できるようにする。

9. 高齢者虐待防止の推進のための必要な事項

職員は当指針に定める研修のほか、自己研鑽に努める。

また、日頃から関係機関との連携を図ることとする。

10. 通報窓口

- ・井原市地域包括支援センター TEL : 0866-62-9552
- ・井原市介護保険課 TEL : 0866-62-9519
- ・矢掛町福祉介護課 TEL : 0866-82-1026

附 則

本指針は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

2024（令和6）年6月17日 一部改訂

2024（令和6）年12月3日 一部改訂